

高知県経営者協会・能力開発研究会 運 営 規 則

平成15年7月10日制 定
平成22年4月28日一部改正

第1条（名称）

この会は、高知県経営者協会・能力開発研究会（以下研究会という）と称する。

第2条（目的）

この研究会は、高知県経営者協会の会則に基づき、経営管理上の重要課題の一つである社員の能力開発施策に関する調査・研究を行うとともに、教育担当者の知識の向上と相互啓発を図ることを目的とする。

第3条（事業）

この研究会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 企業における社員の能力開発施策に関する調査・研究および情報交換
2. 教育担当者向けセミナーの開催ならびに関係団体主催セミナーなどへの参加
3. 事業場の視察
4. 教育用ビデオテープの共同購入および利用
5. その他

第4条（構成）

この研究会は、高知県経営者協会または高知県産業訓練協会の会員事業所・団体に所属し、且つその代表者が推薦する能力開発・人材育成・教育訓練の担当者およびその経験者をもって構成する。

ただし、人事異動その他の事情により会員の交替があった場合は、原則として前任者と同一として取扱うものとする。

第5条（運営委員）

この研究会に運営委員を若干名置く。

運営委員のうち運営委員長1名、副運営委員長1名、監事1名とする。

第6条（運営委員の選出および任期）

運営委員は会員の互選により選任し、運営委員長、副運営委員長および監事は総会において互選する。

運営委員の任期は2ヵ年とする。ただし、再任は妨げない。

第7条（運営委員の任務）

1. 運営委員長は、この研究会を代表し、会務を総理するとともに、全ての会議の議長となる。
2. 運営副委員長は、運営委員長を補佐し、運営委員長に事故あるときはその職務を代行する。
3. 運営委員は、直接この研究会の運営にあたる。
4. 監事は会計を監査する。また、運営委員の職務も遂行する。

第8条（会議）

会議の種類は次のとおりとし、運営委員長がこれを召集する。

1. 総会

原則として毎年1回開催し、この研究会の運営に関する基本事項を審議決定する。

2. 研究例会

この研究会の主要活動として、概ね3ヶ月に1回開催する。

3. 運営委員会

必要の都度開催し、総会に付議する事項、研究例会に関する事項、会員の入退会、その他運営委員長の要請に応じ、必要事項を審議する。

第9条（ビデオテープの利用）

会員は、この研究会が共同購入したビデオテープを無料で利用できる。

なお、ビデオテープの利用に関する細則は別に定めるところによるものとする。

第10条（経費負担）

会員は、この研究会の運営上の諸費用として、年会費6,000円を負担するものとする。ただし、年度途中で入会する場合は月割計算とし、退会した会員の既納会費は返却しないものとする。

第11条（会計）

この研究会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

この研究会の会計は、毎会計年度終了直後の総会に報告し、その承認を受けなければならない。

第12条（事務局）

この研究会の会計その他の事務的処理ならびに購入したビデオテープの保管・管理は、高知県経営者協会事務局がこれに当たる。

第13条（入会および退会）

この研究会への入会および退会は書面によって申し出、運営委員会の承認を得るものとする。

退会の場合、共同購入したビデオテープに関する権利はこれを失うものとする。

付 則

この運営規則は、平成22年4月28日から改正施行する。